

議案第53号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月18日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

- 1 専決第5号 長岡市市税条例等の一部改正について
- 2 専決第6号 長岡市都市計画税条例の一部改正について
- 3 専決第7号 令和2年度長岡市一般会計補正予算
- 4 専決第8号 令和3年度長岡市一般会計補正予算
- 5 専決第9号 令和3年度長岡市一般会計補正予算

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

長岡市長 磯田達伸

長岡市市税条例等の一部改正について

長岡市条例第24号

長岡市市税条例等の一部を改正する条例

(長岡市市税条例の一部改正)

第1条 長岡市市税条例（昭和29年長岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

第36条の4の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第56条の7第3項」を加える。

第36条の4の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第52条第1項第7号中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

第56条の6第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第56条の7に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。
第87条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第9条の2の3中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附則第14条の2第3項中「法附則第15条第30項第1号イ」を「法附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「法附則第15条第30項第1号ロ」を「法附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「法附則第15条第30項

第1号ハ」を「法附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「法附則第15条第30項第1号ニ」を「法附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「法附則第15条第30項第2号イ」を「法附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「法附則第15条第30項第2号ロ」を「法附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「法附則第15条第30項第2号ハ」を「法附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「法附則第15条第30項第3号イ」を「法附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「法附則第15条第30項第3号ロ」を「法附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「法附則第15条第30項第3号ハ」を「法附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第34項」に改め、同条中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

附則第15条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第15条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第16条の見出し及び同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16条の2中「平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第18条（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準

額) 」を加える。

附則第21条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第21条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第21条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第22条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第23条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第32条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第36条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第11条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（長岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 長岡市市税条例の一部を改正する条例（令和2年長岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、長岡市市税条例第48条第10項の改正規定中「法第321条の8第52項」を「法第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「法第321条の8第61項」を「法第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、長岡市市税条例第51条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「令第48条の15の5第4項」を「令第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、長岡市市税条例第53条の改正規定中「第53条第4項」を「第53条第3項中「令第48条の15の5第4項」を「令第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、長岡市市税条例附則第9条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第9条の2の2第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の

提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の長岡市市税条例（以下「新条例」という。）

第36条の4の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の長岡市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の4の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の4の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の4の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の4の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の4の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の4の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置

等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決第6号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

長岡市長 磯田 達 伸

長岡市都市計画税条例の一部改正について

長岡市条例第25号

長岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

長岡市都市計画税条例（昭和45年長岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第34項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第6項及び第7項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第12項中「第13項、第18項、第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項、第38項若しくは第44項」を「第10項、第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第33項、第34項若しくは第39項」に改める。

附則第13項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長岡市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

長岡市長 磯田 達 伸

令和2年度長岡市一般会計補正予算

専決第8号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月14日

長岡市長 磯田 達 伸

令和3年度長岡市一般会計補正予算

専決第9号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月30日

長岡市長 磯田 達 伸

令和3年度長岡市一般会計補正予算